

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇ 告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
被爆者一般疾病医療機関の指定
計量器の定期検査の実施
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 有限会社五臓円薬局	所 在 地 鳥取市二階町 二丁目三四	申出の都道府県名 兵庫県	申出の受理の年月日 昭和四十九年八月五日
----------------------	--------------------------	-----------------	-------------------------

鳥取県告示第七百三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定した年月日 昭和四十九年八月三日	名 称 大賀美整形外科医院	所 在 地 米子市米原大沢九一六九
-----------------------	------------------	----------------------

鳥取県告示第七百四号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和四十九年九月十八日から
昭和五十年三月三十一日まで 当該計量器の所在場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検 査 期 日 検 査 時 間 実 施 区 域 検 査 場 所

九月十八日 午前九時三十分から
午後三時三十分まで 米子市 啓成小学校

十九日 " " " 義方小学校

二十日 " " " 就将小学校

二十五日 " " " 明道小学校

二十六日 午前十時から
午後三時まで 住吉公民館

二十七日 " " " 計量器所在場所

十月二日 午前十時から
正午まで 車尾公民館

" 午後一時から
午後三時まで 福原中学校

七日 午前十時から
午後三時まで 元第二中学校

八日 " " " "

鳥取県告示第七百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年九月二十八日 鳥取県指令受都計第七百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市数津及び馬場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一六

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年八月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時

昭和四十九年八月二十六日 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

公 告

三 審判 鳥取県庁保健課環境衛生部第一給出室の告示

(2) 受取

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和49年8月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

- (1) 学科試験 昭和49年9月20日 午前9時から午前12時まで
- (2) 実地試験 昭和49年9月20日 午後1時から午後5時まで

2 試験の場所

- (1) 学科試験 鳥取市東町1丁目220
鳥取県庁第3会議室（東部福祉事務所内）
- (2) 実地試験 鳥取市茶町 中河クリーニング店

3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（別記様式による。）

イ 履歴書

ウ 写真（手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものと

し、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220

鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和49年8月20日から昭和49年9月5日まで。ただし、郵送の場合、昭和49年9月5日の消印があれば有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、実地試験用として、アライシヤツ1枚及びスポン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 平林鴻三殿

本籍

住所(〒□□□□-□□)

氏名

年 月 日生

クリーニング業法第7条の規定によりクリーニング師試験を受験したので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】